

災害時マニュアルの各章の改訂内容(案)

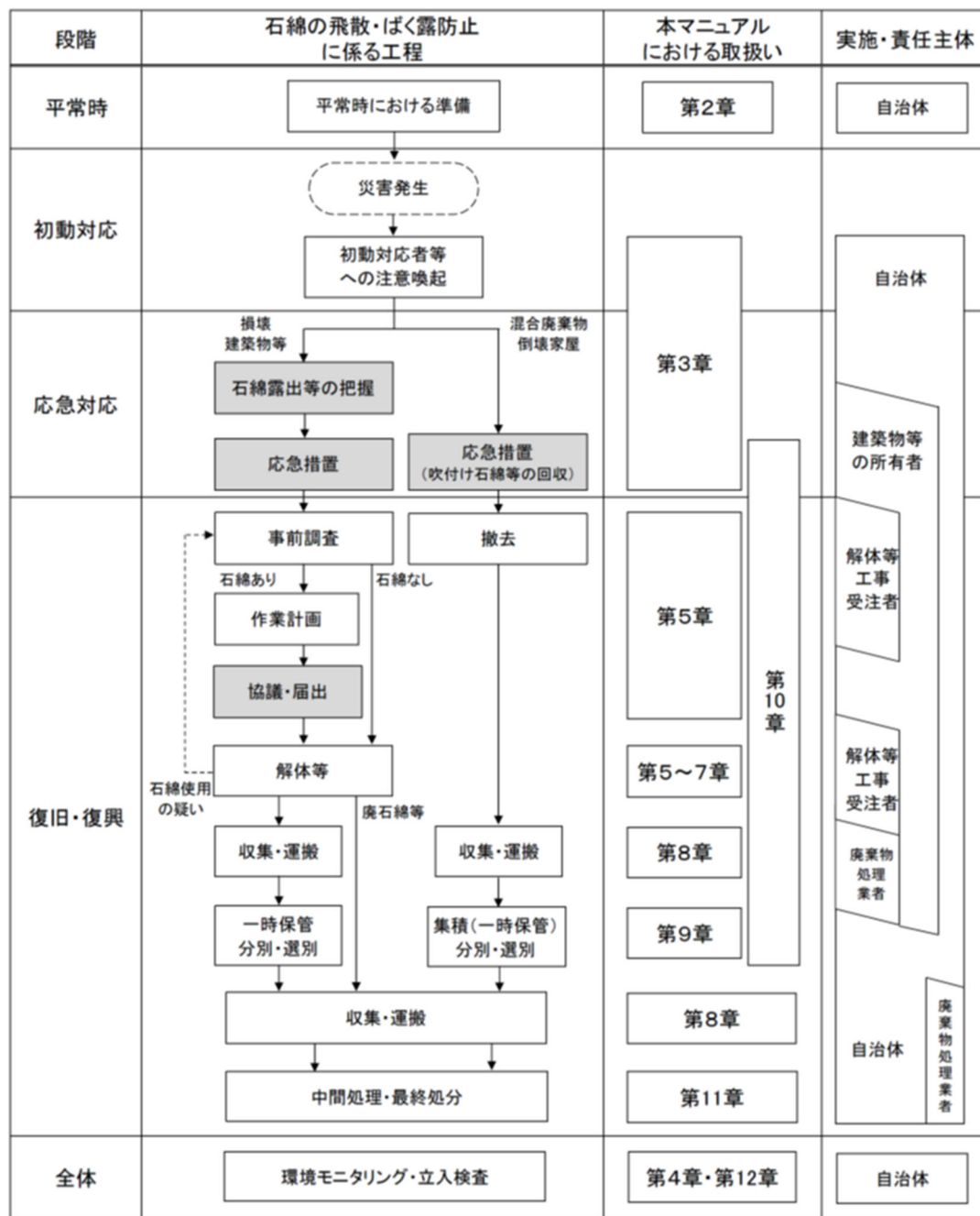
第1章 総則

マニュアルの構成、対象、災害時の石綿飛散・ばく露防止対策の要点と流れについて記載。

1. 本マニュアルの構成について
2. 本マニュアルの対象
 - 2.1 対象とする災害
 - ・災害対策基本法に定められている災害
 - 2.2 対象建築物等
 - ・すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定された工作物
 - 2.3 対象とする石綿
 - ・クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト
 - ・対象建材：吹付け石綿等、石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材のほか、石綿含有成形板等を含む、石綿を含有するすべての建築材料
 - 2.4 石綿飛散の要因と対応
 - ・災害の段階ごとに、石綿飛散の要因となる状況と対応の概要を図表に整理。
3. 災害時における石綿飛散・ばく露防止対策の要点と流れ
 - 3.1 災害時における石綿飛散・ばく露防止に係る工程
 - ・平常時から災害の段階ごとに、石綿の飛散・ばく露防止に係る工程とマニュアルで掲載している章、実施・責任主体を図示（次ページ）。
 - 3.2 石綿飛散・ばく露防止対策の概要
 - ・工程ごとに記載している章、実施事項、実施主体を表に整理。
 - 3.3 平常時における石綿飛散・ばく露防止対策との違い
 - ・災害時に発生する主な障害と対応を表に整理（解体作業、廃棄物処理、廃棄物の収集・運搬）。

<改訂内容>

- ・法改正に伴う用語の修正を行う。
- ・各章の改訂を反映。



- 考 1) ■■■は特定建築材料を対象とする。
- 2) 届出：大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則

図 1.2 災害時における石綿の飛散・ばく露防止に係る工程

第2章 平常時における準備

災害時の石綿飛散防止対策を迅速に対応するため、必要な「平常時における準備」について記載している。平常時に準備することとして、「石綿の使用建築物等の把握」、「災害時の体制整備」、「応急対応に必要な資機材の確保」、「平常時から石綿に関する情報の周知・普及啓発の実施」を挙げている。

1. 概要

2. 平常時における石綿使用建築物等の把握

- ・把握対象は吹付け石綿としており、石綿含有断熱材等は「把握することが望ましい」位置づけ。
- ・把握に活用できる情報として、アスベスト調査台帳、建築確認台帳・固定資産課税台帳、自治体所有施設等における実態調査結果、大気汚染防止法の届出履歴を例示。
- ・平常時から又は災害時に速やかに情報提供される体制の構築を推奨。
- ・石綿使用の可能性のある建築物の推定に活用できる情報を掲載（建築時期や構造等）。

3. 災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備等

3.1 応急対応に係る体制整備

3.1.1 対応の原則

3.1.2 注意喚起

- ・初動対応者向けの注意喚起のチラシ（石綿の施工箇所や外観上の特徴、飛散性及び吸引・ばく露の危険性）を準備、講習会等の機会に周知しておくことを推奨。

3.1.3 応急対応

- ・石綿露出状況等の把握と情報の受入れ・伝達体制を図 2.2 に例示し、検討事項を解説。

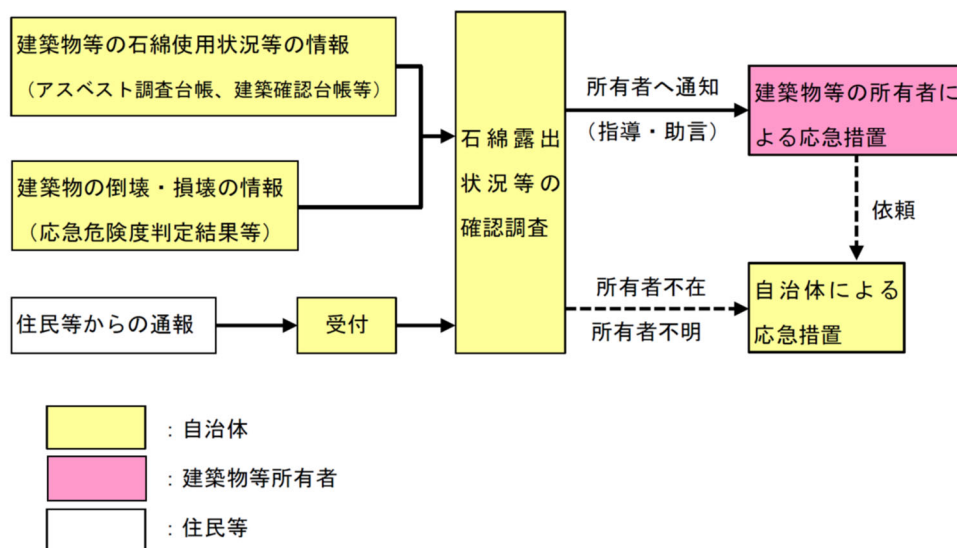


図 2.2 石綿露出状況等の把握と情報の受入れ・伝達体制（例）

- ・石綿露出状況等の確認調査について、石綿の知識を有する技術者等の協力を得ての自治体による実施、調査者団体と協力体制を構築することが望ましいとしている。

3.1.4 環境モニタリング

- ・災害で人員や資機材の確保が困難になることが想定されるため、他の自治体等との連携体制の構築について検討することを推奨。

3.2 建築物等の解体・改修時の石綿飛散防止に係る指導体制の整備

- ・災害時の建築物等の解体等工事を行う際の発注者や受注者に対する指導方針、相談窓口、指導体制の整備について記載。
- ・指導方針の内容に記載する事項：公費解体発注担当部署や都道府県労働局との連携（解体事業者向けの説明会の開催計画）、都道府県労働基準監督署との相互通報や工事情報の共有、必要に応じた合同パトロールの実施等の体制の確立を取り上げている。

3.3 災害廃棄物処理に係る体制整備

- ・災害発生により一時的に大量の石綿含有廃棄物等が発生し、平常時の処理体制では対応が困難になることが予想されるため、地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に石綿含有廃棄物の処理計画を策定しておくこととしている。
- ・表 2.2 では災害廃棄物対策指針の「災害廃棄物処理」の項目ごとに体制整備と石綿飛散・ばく露防止対策に関して検討すべき事項を整理。

3.4 自治体による災害廃棄物仮置場の確保

- ・仮置場での一時保管に関する検討事項（災害廃棄物の発生量等、仮置場の候補地や管理運営、環境対策、受入対象品目、仮置場での石綿含有廃棄物の分別等の実施、最終処分までの工程）について整理。

3.5 災害廃棄物処理に係る広域的連携

- ・災害廃棄物処理に関する広域連携や関係団体等との協力協定、仮置場での石綿含有廃棄物等の取扱いに関する専門家の派遣等の検討について推奨。

3.6 災害廃棄物対策の参考となる指針及び報告書

- ・災害廃棄物対策の参考となる指針、報告書を掲載。

4. 応急対応に必要な資機材の確保

4.1 災害発生時の建築物の倒壊・損壊に伴う石綿ばく露防止対策

- ・防じんマスクの配布部局の明確化や備蓄又は入手先の確保（DS2 以上）について記載。

4.2 確認調査及び飛散・ばく露防止に係る応急措置

- ・確認調査や飛散・ばく露防止に係る応急措置に必要な資機材を確保することとしている。
- ・資機材一覧を掲載。

5. 災害時の石綿飛散・ばく露防止に係るタイムスケジュール

- ・災害発生後の流れと飛散・ばく露防止に係る措置について、図示している。

6. 平常時からの石綿に関する情報の周知・普及啓発

- ・平常時からの石綿の飛散・ばく露防止対策についての周知、普及啓発に努めることとしている。

<改訂内容>

① 平常時の石綿使用建築物等の把握

- ・ 石綿使用建築物等の把握では、令和 2～3 年度に実施した「災害時モデル事業」で得られた知見の反映を行う。

反映内容は以下を想定。

(ア) 石綿使用建築物の把握に利用できる情報

把握のために活用できる情報を再整理。モデル事業で得られた事例の内容や注意点等を追記。

(イ) データベースの整理方法

アスベスト調査台帳等の情報を入手した後の整理方法を追記（大気汚染防止法の届出情報との突合せ等、）。

アスベスト調査台帳に記載がない場合の情報収集方法を追記（神奈川県の実践）。

(ウ) 把握を行う建築物等の選定

把握を行う対象建築物等の選定の際の優先順位の考え方を追記。

(エ) 現地調査の方法

現地調査の方法を追記。建築物所有者との連絡の取り方、所要時間の例示、アスベストアナライザーの活用等。

(オ) 把握した情報の整理方法。

把握した情報の整理方法を追記（一覧での整理、マッピング）。

- ・ 平常時の石綿使用建築物等の把握で対象とする石綿含有建材は吹付け石綿としており、石綿含有断熱材等は「把握することが望ましい」のままでよいのか？（第 3 章の応急措置の対象とする建材と整合が必要。）

② その他

- ・ モニタリングマニュアルにスクリーニング法として可搬型蛍光顕微鏡法が追加されたため、資機材の確保に可搬型蛍光顕微鏡を追加。
- ・ 体制整備に地方公共団体間の協力や民間団体等との協定を追記。
- ・ 調査者講習登録規程が改定され三省共管となっているため、修正が必要。
- ・ 災害廃棄物対策指針情報ウェブサイトのリンクが切れているので修正が必要。
- ・ 災害廃棄物対策指針は平成 30 年 3 月に改定版が発出されている。
- ・ 図 2.3 石綿取扱作業における保護具の基準及び出典先の修正が必要。

第3章 災害発生時の応急対応

災害時に行う応急対応（注意喚起、石綿露出状況等の把握、石綿の飛散・ばく露の応急措置）の手順等について規定している（平常時に記載されているものも多い）。

1. 応急対応の対象となる石綿等

- ・対象は吹付け石綿としており、石綿含有断熱材等は「把握することが望ましい」位置づけ。

2. 注意喚起

2.1 初動対応者等への注意喚起

2.2 住民等への注意喚起

- ・住民やボランティア向けにばく露防止の注意喚起を行うこととしている。
- ・熊本地震でのチラシ例を掲載。

3. 石綿露出状況等の把握

3.1 石綿露出状況等の把握フローと情報受入れ・伝達体制

- ・第2章の図を再掲。
- ・熊本地震の際に使用した建物所有者あて応急措置要請依頼文の例を掲載（別紙にて防じんマスクについても周知）。

3.2 石綿露出状況等の把握手順

3.2.1 対象とする石綿含有建材

- ・原則として特定建築材料としている（言い回しが1.と若干異なる）。

3.2.2 石綿露出状況の把握の手順

- ・把握手順として、①確認調査を行う地域の決定、②吹付け石綿等を使用している可能性のある建築物等の特定、③確認調査を行う被災建築物等の決定、④確認調査の実施、⑤建築物等の所有者・管理者への情報伝達を例示。

3.2.3 確認調査の対象とする地域の決定

- ・被災状況や表3.1 応急対応における石綿露出等の確認の優先順位（地域・場所、施設の種類、建物の被災状況、石綿使用の可能性、石綿含有建材の種類）、※3-3【参考】防火地域等と耐火建築物等を参考に優先順位を決定することとしている。

3.2.4 吹付け石綿等を使用している可能性のある建築物等の決定

3.2.5 確認調査を行う被災建築物等の決定

- ・応急危険度判定結果等から建物の損壊状況を把握し、石綿の使用可能性のある建物の情報と突き合わせて決定することとしている。教育施設や不特定多数の人が集まる地域・施設を優先。
- ・表3-1に優先順位、3-3に防火地域と準防火地域について、3-4に応急危険度判定について掲載。
- ・使用する呼吸用保護具の基準を再掲。
- ・石綿露出状況の確認調査における安全配慮について3-5に掲載。

3.2.6 確認調査の実施

- ・石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施。
- ・目視や簡易判定等により実施

3.2.7 建築物等の所有者・管理者への情報伝達

4. 石綿の飛散・ばく露防止の応急措置

- ・飛散防止またはばく露防止の方法を掲載。

5. 応急措置等の実施者について

5.1 基本的対応

- ・原則として建築物等の所有者。管理者が行う。

5.2 建築物等の所有者等による応急措置が困難な場合の対応

- ・建物所有者等による措置が困難な場合は、依頼に基づいて自治体を実施する。

<改訂内容>

① 応急対応で対象とする建材

- ・応急対応の対象となる石綿等について、1.では「吹付け石綿」とし、断熱材等は望ましいの対象としているが、3.石綿露出状況調査では「原則として特定建築材料（大防法改正前なのでレベル1，2）」としている。同じ応急対応でも露出状況調査と飛散・ばく露防止措置で対象建材が異なる場合も想定されるか。
- ・今般の大防法改正で、石綿含有成形板のけい酸カルシウム板第1種、石綿含有仕上塗材は、他のレベル3建材とは別に作業基準が設定された。一方、これらをすべて応急対応の対象とするには、平常時の把握、現地での判別ともに困難であると考えられる。
- ・応急対応では飛散性が高く、比較的使用状況が把握できるレベル1、2を対象とし、復旧・復興期（解体）はすべての建材を対象とすることが現実的ではないか？

② 石綿露出状況の把握方法

- ・昨年度実施したヒアリングでは、災害時に石綿露出状況の把握を実施した例は少ない（モニタリングは実施されているが、水害ではあまり露出状況調査は行われていない）。
- ・石綿露出状況等の把握を環境部局が実施するのは困難との意見もある（現実的に個人が所有している建築物等に環境部局の職員が立ち入る権限がない）。建築基準法では、特定行政庁に対し、第9条の4（保安上危険な建築物等の所有者に対する指導及び助言）や第12条（立入検査）等の規定がある。
- ・平常時での石綿使用建築物等の把握の情報をもとにどのように対象建築物を決めていくか、現地でどのような調査をするか、石綿の飛散のおそれがある場合にどのような措置を行うか、記載の充実を図る。
- ・平常時に把握した石綿使用建築物等の情報を、露出状況の把握の際に活用する方法を追記。

③ その他

- ・呼吸用保護具の区分は差し替えが必要（図3-5）。

第4章 環境モニタリング

災害時に行う大気中アスベストモニタリングにおける測定地点や測定箇所、測定方法の考え方について記載している。

1. 概要

2. 測定地点

- ・測定地点の区分、測定地点数について記載。

3. 測定箇所

- ・原則1点につき2箇所以上で測定、測定箇所の選定はモニタリングマニュアル第4.1版を参考にすることとしている。

4. 測定の方法

- ・モニタリングマニュアルに準じ、総繊維数濃度が1 f /Lを超えた場合は電子顕微鏡法でアスベストを同定することを基本とするが、迅速法である位相差/偏光顕微鏡法や位相差/蛍光顕微鏡法の活用も検討することとしており、熊本地震の際に環境省が行った方法が示されている。
- ・モニタリングの参考となる資料を掲載

<改訂内容>

- ・アスベストモニタリングマニュアルが改訂され、第4.2版が発出されているため、その内容を反映する（迅速法、スクリーニング法含む）。
- ・平常時に把握した石綿使用建築物等の情報を、モニタリングの際に活用する方法を追記。
- ・その他災害時のモニタリングデータが整理されているので反映が必要。

第5章 調査・計画・届出

災害時の解体等工事を行う際の事前調査の手順や作業計画、地方公共団体との協議や届出について規定している。また、解体等工事発注時の留意事項を掲載している。

1. 本章の概要

2. 解体等事前調査の位置づけと災害時の留意事項

2.1 解体等事前調査の義務

- ・解体等工事を行う際の事前調査の実施義務や結果の書面による説明、実施者について記載。

2.2 被災による障害と対応

- ・被災により設計図書等が紛失している場合や建物の損壊により内部への立入が困難な場合の対応を記載（建物の補強等影響を最小化したのちに実施）。
- ・影響の最小化が難しい場合は、石綿があるものとみなして作業計画を作成、協議、届出したうえで解体を実施する（注意解体）。
- ・図 5.2 に災害時の解体等事前調査のフローや留意点を掲載。

3. 災害時における解体等事前調査の手順

3.1 設計図書等による判断

3.2 解体等事前調査における立入可否の判断

3.3 「立入可」の場合の対処

3.3.1 目視調査等による判断

3.3.2 分析調査等による判定

3.4 「立入不可」の場合の対処

- ・特定建築材料（旧法）が使用されている可能性のある建築物等について、注意解体を実施する場合は、関係機関と協議を行うこと。なお、石綿含有仕上塗材の除去については、特定建築材料に該当する場合には届出が必要となるが、事前の協議の対象とはしない。

3.4.1 要注意箇所の調査

表 5.4 石綿の飛散防止に関する要注意箇所

木造	寒冷地では、結露の防止等の目的で吹付け材を使用している可能性があるため、木造建築物においては、「浴室」、「台所」及び「煙突周り」を確認する。
S 造	耐火被覆の確認を行う。 設計図書等による判断において石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆は施工されていれば鉄骨全面に施工されているはずなので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
S 造及び RC 造	機械室（エレベーター含む）、ボイラー室、空調機室、電気室等に、吸音等の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性が高いので確認する。
建築設備	空調機・温水等の配管、煙突等のライニング等について可能な範囲で把握する。

3.5 木造家屋の解体等事前調査における留意点

3.5.1 木造家屋における石綿含有建材の施工箇所等

3.5.2 一般家屋の解体等事前調査における調査票の様式例

（次ページに続く）

4. 作業計画

4.1 作業計画について

4.2 「立入可」の場合の作業計画

4.3 「立入不可」の場合の作業計画（「注意解体」の作業計画）

5. 協議・届出

5.1 協議

- ・建築物の全体又は一部区画を「立入不可」と判断し、その解体を「注意解体」とした場合、事前（石綿 障害予防規則の場合は届出時）に関係機関と協議を行うこと。

5.2 届出

6. 解体等工事発注時の留意事項

7. 法令等抜粋（参考）

<改訂内容>

① 特定建築材料の範囲の変更による改訂

- ・石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材も特定建築材料となったため、事前調査の対象としなければならない。立入不可の場合、すべての建材を石綿含有建材とみなすこととする。全体的に特定建築材料の範囲の変更を反映して記述の変更を行う。

② 要注意箇所の調査

- ・立入不可の場合の要注意箇所（レベル1、2建材が使用されている可能性が高い箇所）については、引き続き可能な限り調査をすることとする。成形板等及び仕上塗材については、ここまでの記載はしない。

③ 注意解体の協議の対象

- ・仕上塗材の扱いについて、「届出は必要であるが事前の協議の対象としない」としているが、届出は不要となっている（3.4 や 3.5）。

注意解体を行う際の事前協議はどの建材までを対象とするか？石綿含有成形板や石綿含有仕上塗材のみの使用の場合、協議は必要か。

④ その他

- ・法改正に合わせて用語、制度解説等を修正。
- ・設計図書等による書面調査、現地での目視確認調査、石綿不使用を否定できない場合の分析調査の実施を規定したため、3.3.1 のタイトルを改める。
- ・飛散防止マニュアルや分析マニュアルが改訂されている。表 5.2、表 5.3 を修正。
- ・すべての石綿含有建材に対して作業計画の作成が義務付けられたため、石綿含有成形板等や仕上塗材についても作業計画を作成する必要があることを明記。
- ・事前調査結果の報告制度が設けられたため、新たに掲載する。
- ・一般家屋事前調査調査票の様式例（5-3）は年号が入っているため、年月日のみ修正。
- ・7.では、法令が改正されているので差し替えが必要。

第6章 解体等工事の周辺への周知

掲示の義務やリスクコミュニケーションの実施について規定しており、掲示の様式例も掲載している。

1. 概要

2. 掲示の義務等

- ・解体等作業の実施に当たっての掲示は、平常時においても実施されているところであるが、災害時には、より分かりやすい場所へ確実な設置を行うこと。

3. 掲示の例

- ・厚労省マニュアルに掲載されていた掲示例を掲載。

4. 掲示に関する根拠法令等(参考)

4.1 大気汚染防止法関係

4.2 石綿障害予防規則の事前調査結果の掲示に係る規定

4.3 関連通知

<改訂内容>

- ・改正法に合わせて修正。
- ・掲示の大きさの規定を追記。
- ・石綿の使用有無にかかわらず事前調査結果を掲示しなければならないことを強調する。
- ・掲示の様式例は法改正後のものに差し替え。

第7章 解体等工事における石綿の飛散防止

災害時の解体等工事や発生した石綿含有廃棄物等の取扱いにおける石綿飛散防止措置について規定している。

1. 解体等工事における安全確保と石綿飛散防止等の責任

2. 被災区分ごとの特定建築材料からの石綿飛散防止措置

2.1 「立入可」の場合の解体等における石綿飛散防止措置

- ・特定建築材料からの石綿の飛散防止措置は、平常時に準じて行う。

2.2 「立入不可」の場合の解体における石綿飛散防止措置(「注意解体」の飛散防止措置)

- ・レベル1、レベル2建材が使用されている可能性のある建築物等が立入不可で注意解体を行う際は、下表の飛散防止措置等を行うこととしている。

表 7.4 「注意解体」における石綿飛散防止措置等

対象	実施事項
近隣への配慮	・適切な掲示を実施すること。『第6章 解体等工事の周辺への周知』参照
飛散防止措置	・建築物の四方は、建築物の高さ+2m又は3mの何れか高い方以上の高さの万能鋼板又は防じんシートによって養生すること。 ・工事期間中は常に散水を行うこと(薬液散布等が望ましい)。
新たな石綿への対応	・解体の進行に伴い解体等事前調査が不可能であった場所の調査が可能となった場合には、速やかに調査を行い、特定建築材料を発見した場合には作業計画を変更し、協議の上届出を実施すること。 ・作業計画は、できる限り不明箇所の解体等事前調査が可能となるように作成すること。
廃石綿等に係る廃棄物の分別等	・廃石綿等、石綿含有廃棄物、石綿を含まない廃棄物に区分し、分別する。吹付け石綿等の除去に当たっては、部分隔離、薬液散布等飛散防止措置を実施し、鉄骨等に石綿が残らないよう、特に注意すること。 ・区分ごとに適正な現場保管・搬出を実施する。

3. 石綿含有成形板等の除去に係る飛散防止措置

- ・原則は平常時と同様の飛散防止措置を行う。事前の除去が困難な場合には、散水を十分に行いながら解体を行う。また、解体中にレベル3建材の可能性のある建材が確認された場合に備えて、防じんマスク、湿潤化用の薬液等を準備しておくこと。

4. 石綿に係る廃棄物の区分

- ・「廃石綿等」及び「石綿含有廃棄物」の区分を解説。災害廃棄物に係る事務連絡を掲載。

5. 石綿含有廃棄物等の解体等工事現場における保管及び搬出

- ・解体等工事現場での保管及び搬出について解説。具体的には廃棄物処理法に従う他、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を参考とすること。

5.1 廃石綿等の解体等工事現場における取り扱い

5.1.1 原則事項

5.1.2 廃石綿等の解体等工事現場における保管

5.1.3 廃石綿等を解体等工事現場で保管する場合の飛散防止措置

5.1.4 廃石綿等であることの表示

(次ページに続く)

5.2 石綿含有廃棄物の解体等工事現場における取扱い

5.2.1 原則事項

5.2.2 石綿含有廃棄物の解体等工事現場における保管

5.2.3 石綿含有廃棄物を解体等工事現場で保管する場合の飛散防止措置

5.2.4 自治体の設置する仮置場への搬出を行う場合の留意点

5.3 石綿含有廃棄物等に係る石綿飛散防止に関する文献等

<改訂内容>

① 飛散防止措置の方法

- ・ 現マニュアルでは、レベル 1、レベル 2 建材が使用されている可能性がある建築物等の注意解体の際の飛散防止措置として「建築物の四方は、建築物の高さ+2 m又は 3 mの何れか高い方以上の高さの万能鋼板又は防じんシートによって養生すること。」としている。

石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の注意解体の場合も、同様の飛散防止措置を必要とするか？

② 石綿に係る廃棄物

- ・ 廃棄物マニュアルが改訂され、けい酸カルシウム板第 1 種や仕上塗材を除去した廃棄物排出時の方法が規定（保管時にも配慮が必要）。マニュアル改訂に合わせて石綿含有廃棄物の説明に追記。

③ その他

- ・ 法改正に合わせて用語、制度説明等を修正する。
- ・ 図 7.1 の平常時と災害時のフローは法改正に合わせて修正する。

第8章 収集・運搬

廃石綿等や石綿含有廃棄物の収集運搬について規定している。

1. 廃棄物の区分

2. 廃石綿等の収集・運搬

2.1 分別収集・運搬

- ・廃石綿等の収集・運搬に当たっては、廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように行い、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。

2.2 飛散防止

- ・廃石綿等の収集・運搬に当たっては、廃石綿等を収納したプラスチック袋等の破損等により石綿を飛散させないように慎重に取扱う。

2.3 運搬車・運搬容器

- ・運搬車及び運搬容器は、廃石綿等が飛散し、及び流出するおそれのないものとし、収集・運搬を行う者は、廃石綿等の運搬に当たり、運搬車両の荷台に覆いを掛けること。

3. 石綿含有廃棄物の収集・運搬

3.1 収集・運搬の留意事項

- ・収集・運搬に当たっては、石綿含有廃棄物から石綿が飛散するおそれのないように行うこと。また、他の廃棄物と混合することのないよう区分して収集・運搬すること。

3.2 運搬車両

- ・運搬車両は、石綿の飛散及び石綿含有廃棄物の落下を防止する構造を有するものとする。

<改訂内容>

- ・廃棄物マニュアルが改訂され、石綿含有けい酸カルシウム板第1種を切断・破砕したものはフレコンやプラスチック袋での梱包、石綿含有仕上塗材を除去したものについては、ビニル袋等で二重梱包することが示されている。保管方法を追記。

第9章 自治体による一時保管

自治体による石綿含有廃棄物等の保管の際の留意事項を記載している。

1. 本章の対象

2. 自治体による一時保管における原則

- ・自治体（廃棄物対策担当部署は、災害廃棄物の仮置場への受入れに際し、事前に石綿含有廃棄物等（廃石綿等及び石綿含有廃棄物に係る受入れ基準を定め、これらに従って持込むよう解体等事業者や住民、ボランティア等に周知を行う必要がある。
- ・廃石綿等については原則として仮置場への受入れは行わず、許可のある中間処理施設又は最終処分場に直接搬出するよう事業者を指導する。

3. 受入れ基準の設定

- ・自治体は、(1)受入れ荷姿（大きさ・梱包等）、(2)受入れ廃棄物の区分（石綿に関する区分）、(3)必要な書類等、の受入れ基準を定めるとともに周知する。

4. 石綿含有廃棄物の一時保管

- ・受入れの際に検査を実施し、石綿含有廃棄物が他の区分のものと混在していないことを確認する。

5. 仮置場における分別・保管

5.1 分別・保管について

- ・(1)分別場所周辺の養生、(2)石綿含有成形板等の分別、(3)破砕及び切断、(4)石綿含有成形板等の分別後の措置、(5)防じんマスクの着用を解説。

5.2 破砕又は切断の方法

- ・破砕又は切断を行う場合は、散水、水槽等につけながら破断する、湿潤化後にビニール袋内で破断する等の飛散防止対策を行う。

<改訂内容>

- ・第8章、第9章同様に廃棄物の区分、保管方法の記載を追記。
- ・原則として破砕・切断をしないことを強調。

第 10 章 津波等により発生した混合廃棄物の処理における留意事項

津波や水害で発生する混合廃棄物の処理における留意事項を記載している（現地で解体・分別等を経ずに仮置場で分別作業が行われる可能性）。

1. 本章の対象

- ・本章においては、石綿含有廃棄物等（廃石綿等及び石綿含有廃棄物が混合している可能性のあるこれらの廃棄物の 撤去 、 収集・ 運搬、仮置場における集積、分別について記載する。

2. 津波等により流出した石綿含有建材の確認及び回収(応急対応)

- ・自治体は、可能な範囲で石綿含有廃棄物等を速やかに回収することが望ましい。

3. 混合廃棄物の撤去及び収集・運搬

3.1 撤去における留意事項

- ・防じんマスクの着用、散水の実施。撤去の際は石綿を含有する可能性がある廃棄物とそれ以外の廃棄物を分別する。がれき処理における留意事項のチラシを例示。

3.2 収集・運搬における留意事項

- ・混合廃棄物を運搬する際も車両のシート掛け等により飛散防止措置を講ずる。

4. 仮置場における集積及び分別

4.1 集積における留意事項

- ・仮置き前の仮舗装の実施や鉄板・シート等の設置を検討する。散水の実施。

4.2 分別における留意事項

- ・分別場周辺の養生、石綿含有廃棄物等の分別、破碎及び切断の最小化、防じんマスクの着用等

<改訂内容>

- ・新たな知見があれば改訂する。

第 11 章 中間処理・最終処分

災害時の石綿含有廃棄物等の中間処理や最終処分について記載している。

1. 中間処理及び最終処分について

- ・ 中間処理及び最終処分に当たっては、一時保管等の措置を行うことによって基本的に平常時と同様の技術的処理体制で臨むこと。

2. 中間処理

- ・ 廃石綿等及び石綿含有廃棄物の中間・無害化处理は、関係法令並びに通知等に従い、許可又は認定を受けた施設において 適切に実施すること。

3. 最終処分

- ・ 廃石綿等及び石綿含有廃棄物の最終処分に当たっては、関係法令並びに技術上の基準等に従い適切に処理すること。

<改訂内容>

- ・ 新たな知見があれば改訂する。

第12章 自治体による立入検査

災害時の解体等工事現場への立入検査での留意事項や仮置場での管理状況の確認について記載している。

1. 本章の概要

2. 解体等工事現場への立入検査等

2.1 解体等工事現場における石綿飛散防止に関する周知

- ・解体業者、建設・土木業者、関係市町村に対する周知のチラシ例を掲載。
- ・熊本地震における解体等工事の発注仕様書例を掲載。

2.2 解体等工事情報の把握

- ・自治体は解体工事の情報が円滑に入手できるよう、被災市町村等の関係機関と協議しておく。

2.3 立入検査

2.3.1 立入検査内容

- ・立入検査で確認する項目例を記載。

2.3.2 指導等

- ・指導の例を記載。

4. 仮置場での管理状況の確認

- ・市町村の廃棄物対策担当部署は、仮置場での管理状況の確認を行い、石綿含有建材の切断・破砕が行われていないこと、搬入・搬出時、保管時の石綿飛散防止対策を確認し、必要に応じて指導する。

<改訂内容>

- ・改訂された「大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き（建築物等の解体等現場）」と確認項目を整合させる。
- ・その他、新たな知見があれば改訂する。

参考資料

参考資料1. 建材中の石綿簡易判定法

- 1.1 顕微鏡による簡易判定
- 1.2 携帯型アスベストアナライザーによる判定
- 1.3 目視等による簡易判定

参考資料2. 災害時の大気中石綿濃度

1. 大規模災害時の大気中石綿濃度のモニタリング

- 1.1 阪神・淡路大震災
- 1.2 新潟県中越地震
- 1.3 東日本大震災
- 1.4 平成 28 年熊本地震

2. 被災地以外の一般環境大気中の石綿濃度のモニタリング結果

参考資料3 事前調査結果報告書の例

参考資料4 注意解体のための協議資料の例

1. 現地の位置図
2. 現場写真
3. 建築物の構造図
4. 要注意箇所の調査結果

参考文献等

<改訂内容>

- ・本編の改訂に伴い追記・修正する。
- ・大気中石綿濃度のデータを最新に更新。
- ・その他、新たな知見があれば改訂する。